

## 第5回 浜坂温泉保養荘のあり方検討会 次第

日 時：令和7年6月9日（月）10:00～

場 所：県庁1号館2階会議室

### 1 開会

### 2 議 事

（1）報告書（素案）等について

（2）意見交換

### 3 その他

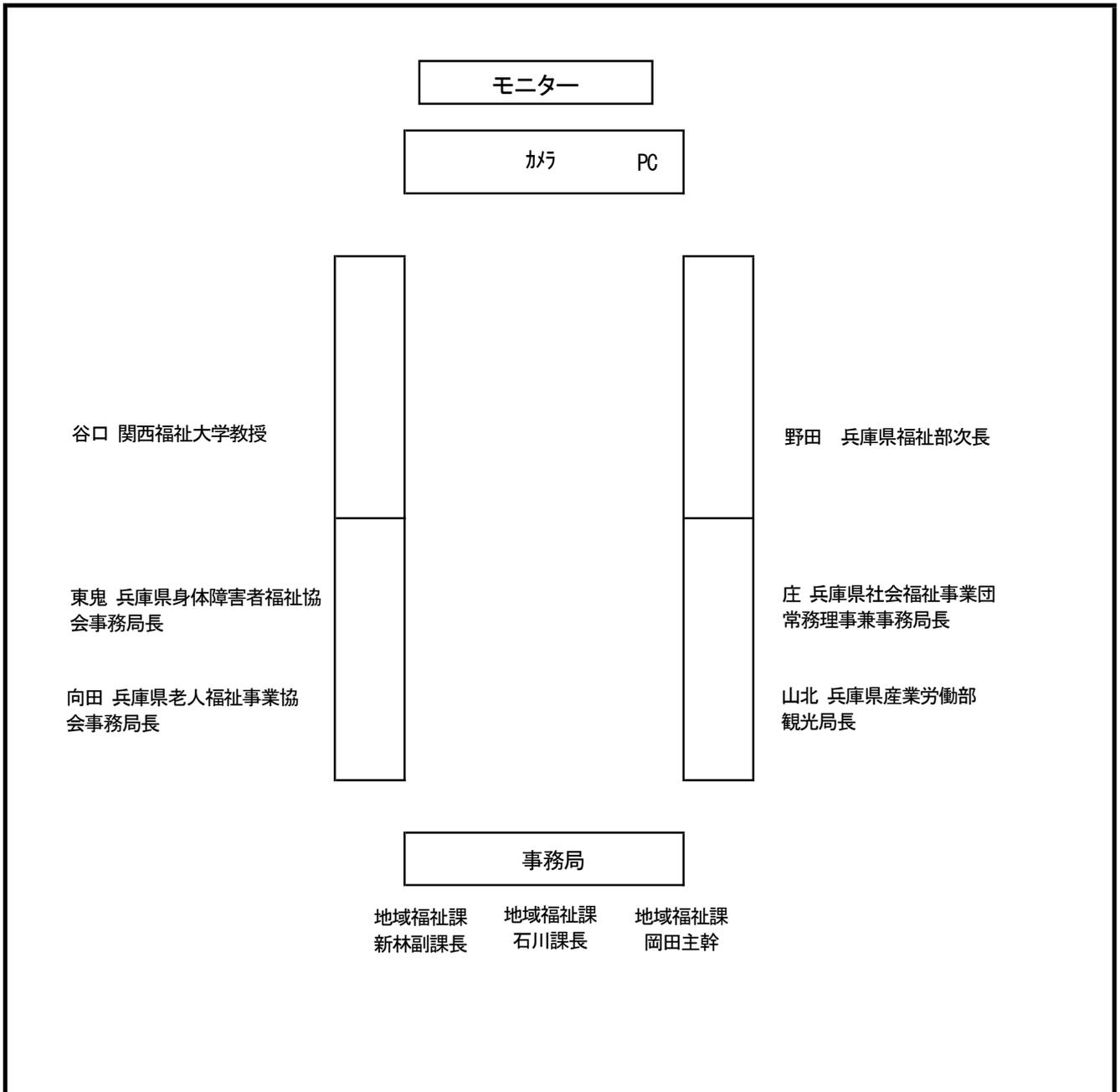
#### （配布資料）

資 料 1	配席図・出席者名簿
資 料 2	これまでの検討の経緯等
資 料 3	報告書（素案）
参考資料 1	第4回会議議事要旨
参考資料 2	検討会設置要綱

第5回 浜坂温泉保養荘のあり方検討会 配席図

日時:令和7年6月9日(月)10:00~

場所:兵庫県庁1号館 2階会議室



## 第5回 浜坂温泉保養荘のあり方検討会 出席者名簿

## 【委員】

氏名	役職等	備考
谷口 泰司	関西福祉大学教授	
東鬼 正明	兵庫県身体障害者福祉協会事務局長	
向田 憲司	兵庫県老人福祉事業協会事務局長	
松本 晃	新温泉町福祉課長	オンライン参加
谷口 薫	新温泉町商工観光課長	オンライン参加
庄 宏哉	兵庫県社会福祉事業団常務理事兼事務局長	
野田 誠一	兵庫県福祉部次長	
山北 貴子	兵庫県産業労働部観光局長	

## 【事務局】

氏名	役職等	備考
石川 雅重	兵庫県福祉部地域福祉課長	
新林 正哉	兵庫県福祉部地域福祉課副課長	
岡田 翼	兵庫県福祉部地域福祉課地域福祉班主幹	
木下 真由美	兵庫県福祉部地域福祉課地域福祉班主査	
米田 知弘	兵庫県社会福祉事業団高齢者事業本部次長兼事務局参事・企画調整課長	

## 第 5 回 浜坂温泉保養のあり方検討会

# これまでの検討の経緯等

令和 7 年 6 月 9 日

兵庫県福祉部地域福祉課

# 1 検討会のスケジュール

	内容	時期
第1回	浜坂温泉保養荘の現状と課題	R6.11.19
第2回	現地視察	R6.12.26
第3回	施設の今後の役割等に関する意見交換	R7.1.28
事務局において民間事業者等へのヒアリングを実施（2/12～2/26）		
第4回	今後の取組の方向性について意見交換	R7.3.28
第5回	報告書（素案）について意見交換	R7.6.9 （本日）
新任の委員等の現地視察（6月下旬～7月上旬）		
第6回	報告書のとりまとめ	R7.7（予定）

## 2 本日の内容

- これまでの議論の経緯等の説明
- 検討会報告書（素案）の内容について意見交換



意見等を踏まえ、次回までに事務局において報告書案を作成

新年度に委員の交替もあったことから、新任の委員については、現地視察の機会（6月下旬～7月上旬で調整予定）を設け、現地視察後に意見を提出できるように調整する

# 3 これまでの検討の経緯等

## 1 検討の経緯

兵庫県社会福祉事業団が、県から土地・建物の無償貸与を受けて運営する障害者更生センター（浜坂温泉保養荘）について、公社等運営評価委員会の提言を踏まえ、地元自治体・関係団体が参画する検討会を設置し、今後のあり方を検討（R6.11～）

### 〔公社等運営評価委員会報告(R6.3)〕

障害者更生センター(浜坂温泉保養荘)については、民間との役割分担や経営状況等を踏まえ、今後のあり方を検討すること。

### (1) 浜坂温泉保養荘のあり方検討会の構成

区分	構成員
学識 (座長)	谷口 泰司 関西福祉大学教授
県	福祉部次長、観光局長
地元自治体	新温泉町（福祉課・商工観光課）
関係団体	兵庫県社会福祉事業団 兵庫県身体障害者福祉協会 兵庫県老人福祉事業協会

### (2) 検討会の役割等

- ・施設のあり方を議論し、県等の関係者がとるべき今後の取り組み方針を提言する。
- ・県等の関係者は、検討会の提言に沿って、取組みの具体化に努める。

# 3 これまでの検討の経緯等

## 2 主な意見

現状  
・  
課題

- ・ 障害者が利用しやすい宿泊施設として一定の役割を果たしている
- ・ 丁寧に運営されているが、赤字経営が続いており、社会福祉法人が経営を続けることは法人運営上も課題が多い
- ・ 現状で可能な範囲の取組により顕著な経営改善が見込めるかは疑問

方向性

- ・ ニーズの多様化やユニバーサルデザインの取組みが進み、障害者更生センターという拠点施設が一手にニーズを引き受ける時代ではない
- ・ 宿泊施設の位置付けのままでの再公営化は過去の経緯等からハードルが高く、他の用途での公営化も、公的主体が関わる理由やニーズ等の問題がある
- ・ 経営主体が替わっても、宿泊施設が残るなら地域にはメリットがある
- ・ 民間に譲渡等する場合でも、条件次第で障害者福祉への貢献は期待できるのではないか
- ・ 譲渡先の「適格な事業者」の判断時には、地域で営業を続けていく姿勢も考慮が必要
- ・ 民営化時は、宿泊施設を第一としつつ、他の用途の提案にも柔軟に対応する方がよい

## 3 検討会の意見の方向性（R7.3.28第4回会議で了承）

- まずは、現状の用途（宿泊施設）を基本に民営化に取り組み、なお適切な活用が図られない場合は、用途転用・廃止等の抜本的対応を検討。経営状況を踏まえ、期限を定めて取組を進める
- 民営化に取り組む際は、サウンディング等の手法を活用して民間事業者の意見の把握・反映に努め、適格な事業者の掘り起しに努める

## 【参考】浜坂温泉保養荘の概要

項目	内容
位置付け	障害者更生センター (身体障害者福祉センター(身体障害者福祉法31条)の一種で、 身体障害者に宿泊・レクリエーション等休養のための便宜を供用)
所在地	美方郡新温泉町浜坂775
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地：16,831.07㎡、建物：6棟(3,498.65㎡)</li> <li>23部屋(和室14・洋室2・和洋室7)・定員80名</li> <li>職員28名(R5.4.1)</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>S58開設。H18に行革の一環で県から事業団に移管(土地建物は県から無償貸与)</li> <li>貸与期間：H18.4～H28.3、H28.4～R8.3</li> </ul>



年度	H18	...	H28	...	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (速報値)
延べ宿泊者	13,363		12,079		10,457	4,978	5,150	6,835	6,564	6,965
(うち障害者)	(1,976)		(1,552)		(1,650)	(487)	(363)	(587)	(605)	(571)
(うち高齢者)	(8,752)		(7,061)		(5,190)	(2,861)	(2,964)	(3,742)	(3,378)	(3,827)
宿泊利用率(%)	46.4		42.7		36.8	21.9	18.4	24.3	23.2	24.5
事業活動 計算書(千円)	収益	198,053		139,226		120,577	79,013	82,694	106,446	98,074
	(うち県補助)	(25,139)		(0)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	費用	183,103		154,074		135,971	111,856	117,509	143,307	126,889
	増減差額	14,950		▲ 14,848		▲ 15,394	▲ 32,843	▲ 34,815	▲ 25,475	▲ 30,077

# 【参考】浜坂温泉保養荘の概要（アクセス等）

出典：新温泉町観光パンフレット



手段	浜坂までの所要時間
電車	(はまかぜ利用時) 大阪駅～浜坂駅：約 3 時間45分 神戸駅～浜坂駅：約 3 時間20分
	(こうのとり利用時) 大阪駅～城崎～浜坂駅：約3時間30分
	高速バス 大阪駅から浜坂駅：約 3 時間

エリア	宿泊施設数
浜坂温泉	8
七釜温泉	11
湯村温泉	17

浜坂観光協会HP、湯村温泉公式観光サイト掲載施設

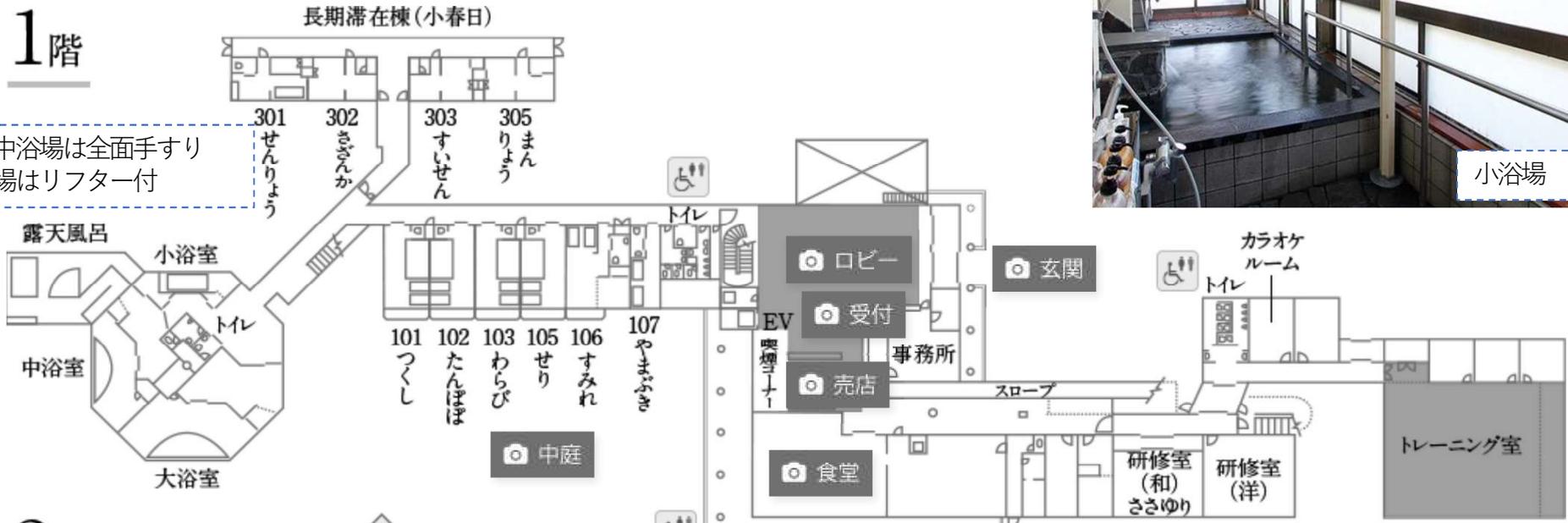


出典：「おんせんのすすめ」（新温泉町おんせん天国室）

# 【参考】浜坂温泉保養荘の概要（館内図）

## 1階

大・中浴場は全面手すり  
小浴場はリフター付



小浴場

## 2階



和洋室



トレーニング室

wifi可能エリア

## 【参考】観光・ユニバーサルツーリズムの動向等

○ 県内の観光客は、新型コロナの影響で一時大きく減少したが、現在は回復傾向

地域	区分	R1			R2			R3			R4			R5		
		人数 (千人)	人数 (千人)	対前年比	人数 (千人)	対前年比	人数 (千人)	対前年比	人数 (千人)	対前年比	人数 (千人)	対前年比	対R1比			
全県	入込数	136,508	75,241	55.1%	85,647	113.8%	114,503	133.7%	122,317	106.8%	89.6%					
	宿泊者数	11,840	6,517	55.0%	7,730	118.6%	10,907	141.1%	11,469	105.2%	96.9%					
但馬地域	入込数	9,409	5,779	61.4%	6,056	104.8%	8,005	132.2%	8,003	100.0%	85.1%					
	宿泊者数	1,920	1,061	55.3%	1,154	108.8%	1,640	142.1%	1,694	103.3%	88.2%					
新温泉町	入込数	1,071	650	60.7%	721	110.9%	935	129.7%	968	103.5%	90.4%					
	宿泊者数	227	136	59.9%	140	102.9%	202	144.3%	211	104.5%	93.0%					
湯村温泉	入込数	346	245	70.8%	252	102.9%	321	127.4%	323	100.6%	93.4%					
浜坂・七釜温泉	入込数	180	132	73.3%	125	94.7%	140	112.0%	149	106.4%	82.8%					

※ 兵庫県観光客動態調査報告書（R5年度分は速報値による）及び但馬地域観光客動態調査結果から作成

○ 県では、令和5年に「高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例（ユニバーサルツーリズム推進条例）」を制定し、人材育成等による受入体制の強化や情報発信等を実施

○ 宣言・登録制度によりUTに積極的に取組む宿泊施設の情報を発信。必要なソフト対策・ハード整備経費を支援

区分	宣言施設（R5.12→R7.4末）	登録施設（R5.12（登録開始）→R7.4末）
全県	68 → 135（但馬地域29）	34（但馬地域8）→74（但馬地域17）
うち新温泉町	3（朝野家、御宿コトブキ、佳泉郷井づつや）	3（同左）
要件	次の要件を満たす施設が宣言（期間は5年） ①チェックリストで自施設の取組状況をチェック・結果発信 ②高齢者等に配慮した従業員向け接客研修の実施 またはUTおもてなし研修の受講	宣言施設のうち、県の定める基準を満たすものを登録 基準：チェックリストのクリア項目（全73項目）の合計が35項目以上 チェック項目：①情報発信、②受入体制、 ③ホスピタリティ（備品、コミュニケーション、食、入浴等）

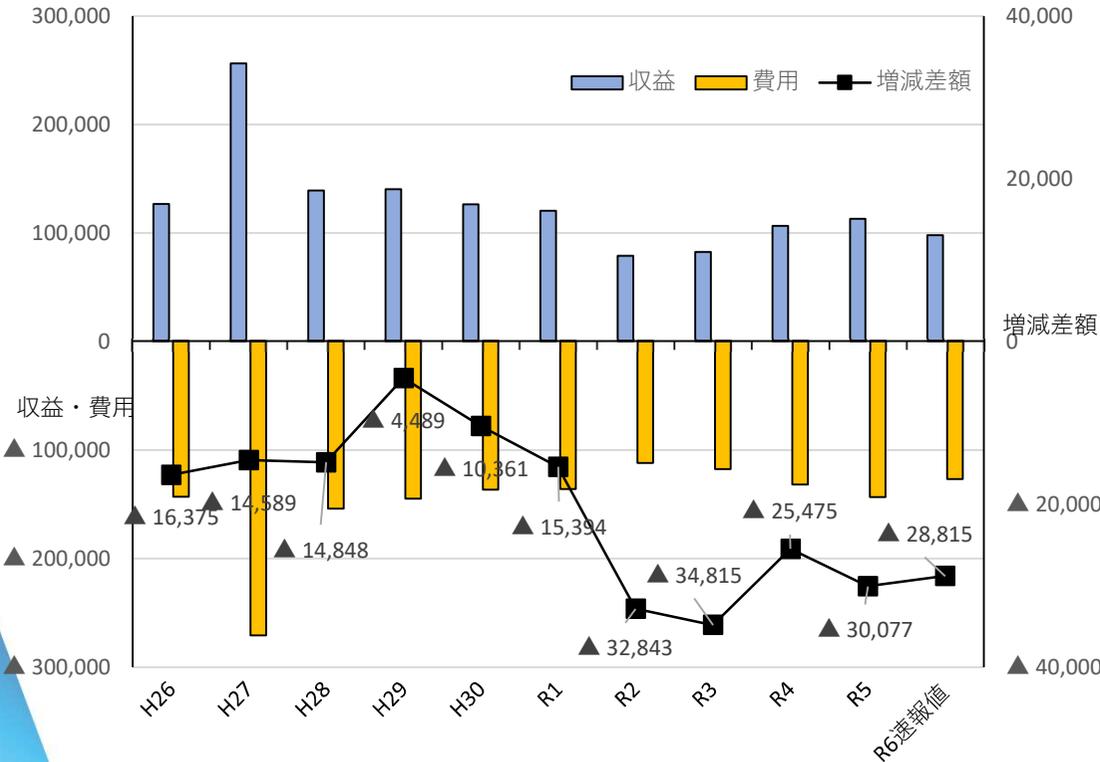


# 4 検討会報告書（素案）の概要

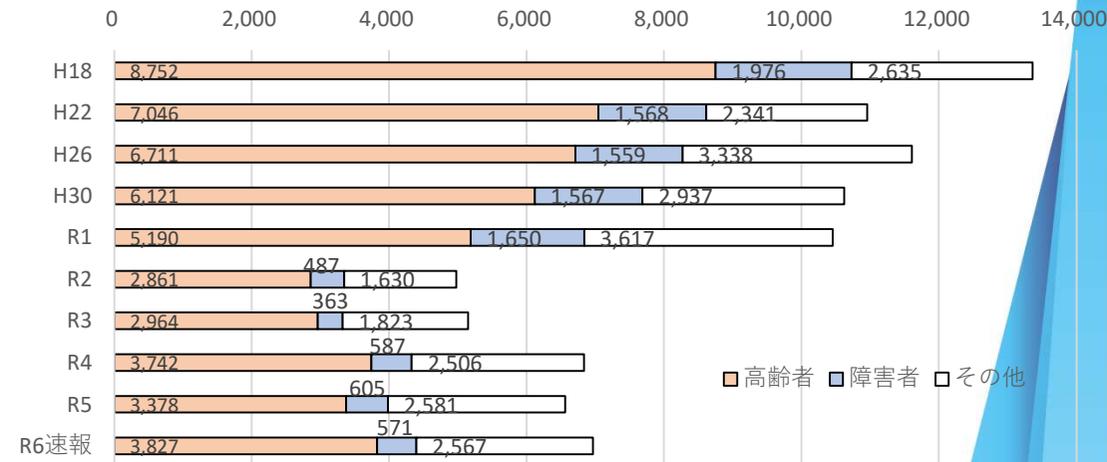
## (1) 現状と課題

- 新型コロナの影響等により、本施設の利用者数は、障害者の利用も含めて減少し、以降の回復も遅れている
- 事業収支は新型コロナの影響を受けて悪化。福祉施設としての制約もあり、今後の回復も不透明  
→ 現状のままで本施設の経営の持続可能性には大きな課題

【本施設の経営収支の状況】（単位：千円）



【本施設の宿泊利用者数推移】（単位：延べ人数）



【新型コロナ後の宿泊者数の推移】（R1を100として比較）

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (速報)
全県	100.0%	55.0%	65.3%	92.1%	96.9%	
但馬	100.0%	55.3%	60.1%	85.4%	88.2%	
新温泉町	100.0%	59.9%	61.7%	89.0%	93.0%	
本施設	100.0%	47.6%	49.2%	65.4%	62.8%	66.6%
（うち障害者）	(100.0%)	(29.5%)	(22.0%)	(35.6%)	(36.7%)	(34.6%)

※ 本施設以外は、兵庫県観光客動態調査報告書（R5年度分は速報値による）及び但馬地域観光客動態調査結果から作成

# 4 検討会報告書（素案）の概要

## （2）今後のあり方の検討

- 公立施設化は費用の問題等から困難。他の用途への転用も施設・設備の特殊性等が制約要因となる
- 地域の観光資源であることも考慮すると、まずは宿泊施設としての機能の維持に取り組むことが適当
- 宿泊施設として存続させる場合は、施設譲渡等の手法による民営化が選択肢となる

### 【民間事業者へのヒアリング調査結果の概要】

本施設の経営状況等を踏まえた民間譲渡の実現可能性や課題等について4事業者から対面又はオンラインにより個別に意見を聴取

	意見概要
民間事業者 (宿泊施設経営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イニシャルコストの負担軽減に加え、一定期間の運営支援が望ましい</li> <li>・ 他業種からの参入の場合、事業のリスク評価が難しい</li> <li>・ 福祉事業等の経験が無いと障害者の積極的受け入れはハードルが高い</li> <li>・ 施設規模等は低単価・高集客を想定したものと思われるが、その方針での経営はなかなか難しいのではないか</li> </ul>
民間事業者 (事業承継経験あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡に関心を示す事業者はあると見込まれる。</li> <li>・ 譲渡に際しては、真剣に経営に取り組む者を見出すことが課題となる。宿泊施設運営の実績のある者等への働きかけも必要</li> </ul>
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡に関心を示す事業者はあると見込まれる。</li> <li>・ イニシャルコストをどこまで低減できるかが課題になる。土地は貸与を希望するケースもある</li> <li>・ 事業者が手腕を自由に発揮できる環境が必要</li> </ul>
事業承継支援組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の経営状況では事業価値は厳しく評価されるが、相手の事業戦略とマッチすれば、譲渡に関心を示す事業者が出てくる可能性はある</li> <li>・ ソフトランディングを考えるなら、一定期間の運営支援も有効ではないか</li> </ul>

## 4 検討会報告書（素案）の概要

### （3）今後の対応

現在の経営状況を踏まえ、次の方針により早急に取り組むを進めることを県等に提言

- ① まずは、宿泊施設としての機能を維持することを基本に民間事業者への譲渡の可能性を検討する
- ② 民営化時には、サウンディング等を活用して適格な事業者の確保に努めるとともに、必要な支援策を検討する
- ③ 民営化時には、県や町が推進するユニバーサルツーリズムの考え方を堅持するよう努める
- ④ 適格な事業者が確保できなかった場合は、用途転用・廃止等の抜本的な対応を講じる

（素案）

# 浜坂温泉保養荘のあり方検討会報告書

令和7年 月

浜坂温泉保養荘のあり方検討会

## 目次

1	はじめに	
	(1) 検討の経緯等	1
	(2) 浜坂温泉保養荘のあり方検討会の開催状況	1
2	浜坂温泉保養荘の現状と課題	
	(1) 浜坂温泉保養荘の現状について	2
	(2) 本施設を取り巻く環境の変化について	6
	(3) 本施設の課題	9
3	今後のあり方に関する検討	
	(1) 考えられる方向性	11
	(2) 民間事業者等へのヒアリング結果	12
4	今後の対応に関する意見	15
参考資料		
1	検討会設置要綱	18
2	検討会委員名簿	20
3	全国の障害者更生センターについて	21
4	ひょうごユニバーサルな観光地づくりモデル事業での取組計画 (新温泉町湯村温泉地区)	22

## 1 はじめに

### (1) 検討の経緯等

兵庫県では、公社等運営評価委員会を設置し、県行政と密接な関連のある公社等を対象に、経営状況の点検や、公社等の運営全般に対する評価・提言、事業や経営の課題等に応じた指導・助言等を行ってきました。

令和5年度には、同委員会において、合計32団体の審査を行い、各公社等のあり方や課題を検証の上、提言内容を取りまとめ、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が運営する障害者更生センター「浜坂温泉保養荘」について、「民間との役割分担や経営状況等を踏まえ、今後のあり方を検討すること」という提言が行われました。

県では、同委員会の提言を踏まえ、令和6年11月に「浜坂温泉保養荘のあり方検討会」(以下「本検討会」)を設置し、浜坂温泉保養荘の今後のあり方等について検討を進めることとしました。

この報告書は、本検討会におけるこれまでの検討の結果を踏まえ、施設の今後のあり方及び県等が進めるべき対応について、提言を行うものです。

兵庫県をはじめとする関係者においては、今後、この報告書を踏まえ、着実に取組を進めていくことを期待します。

### (2) 浜坂温泉保養荘のあり方検討会の開催状況

第1回	令和6年11月19日	施設概要の報告・課題の確認
第2回	令和6年12月26日	現地視察
第3回	令和7年1月28日	施設の今後のあり方等について意見交換
第4回	令和7年3月28日	民間事業者ヒアリング結果の報告 報告書の方向性について意見交換
第5回	令和7年6月9日	報告書(案)についての意見交換
第6回	令和7年	

## 2 浜坂温泉保養荘の現状と課題

### (1) 坂温泉保養荘の現状について

#### ① 施設概要

浜坂温泉保養荘（以下「本施設」という。）は、身体障害者福祉法第 31 条に規定する身体障害者福祉センターの一種である障害者更生センターとして国際障害者年である昭和 58 年に整備されました。

障害者更生センターは、無料又は低額な料金で、身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与するための施設であり<sup>1</sup>、その運営は、社会福祉法の第 2 種社会福祉事業に該当します。現在、全国では、本施設を含めて 4 つの施設が運営されています<sup>2</sup>。

本施設は、障害者とその家族のほか、一般の旅客も利用できる温泉付保養施設であり、宿泊や日帰り温浴などのサービスを提供しています。客室数は、23 室（和室 14、洋室 2、和洋室 7）・定員 80 名で、湯治等を目的として自炊を行いながら長期滞在することが可能な長期滞在棟（4 部屋）も設けられています。また、浴場は、大浴場（全面手すり付き）、中浴場（全面手すり付き）、露天風呂のほか、車椅子のまま入浴が可能なリフト設備が付属した小浴場（介助浴室）が設けられています。この他、軽い運動が可能なトレーニング室やカラオケルーム、研修室（2 室）、売店等も設けられており、障害者の利用に対応できるよう全館にスロープや手すりが施されています。

施設の利用料金は、下表のとおりで、近隣の同規模施設に比べてやや低価格の設定となっており、高齢者や障害のある利用者には割引も適用しています。

#### 【浜坂温泉保養荘の概要】

項目	内容
位置付け	障害者更生センター 身体障害者福祉センター（身体障害者福祉法 31 条）の一種で、身体障害者に宿泊・レクリエーション等休養のための便宜を供用
所在地	美方郡新温泉町浜坂 775
施設概要	・土地：16,831.07 m <sup>2</sup> 、建物：6 棟（3,498.65 m <sup>2</sup> ） ・23 部屋（和室 14・洋室 2・和洋室 7）・定員 80 名 ・職員 28 名（R5.4.1）
備考	・S58 開設。H18 に行革の一環で県から事業団に移管（土地建物は県から無償貸与（貸与期間：H18.4～H28.3、H28.4～R8.3））

<sup>1</sup> 身体障害者福祉法第 31 条及び身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準

<sup>2</sup> 本施設以外の 3 施設は、埼玉県が設置する伊豆潮風館（静岡県伊東市）、愛媛県が設置する道後友輪荘（愛媛県松山市）、横浜市が設置する横浜あゆみ荘（神奈川県横浜市）です。

## 【宿泊料金】

	本施設	A (近隣の同規模施設)	B (近隣のユパ一かなお宿)
一般 (冬季・かこ)	9,180～14,680 (16,880～28,380)	9,980～ 26,000～	17,600～ 25,300～
障害者 (冬季・かこ)	8,230～13,730 (15,930～27,430)	同上	同上
65歳以上 (冬季・かこ)	8,380～13,880 (16,380～27,880)	同上	同上

※ 1泊2食付(消費税・入湯税込み)、1室2名以上(平日利用)の料金<sup>3</sup>

## ② アクセス等

本施設は、兵庫県の北西部に位置する新温泉町の浜坂地域に所在しています。

最寄りの鉄道駅はJR浜坂駅で、特急(はまかぜ、こうのとり)を利用する場合、大阪駅からの所要時間は約3時間半です。JR浜坂駅から本施設までは、徒歩で30分、車で10分程度の距離で、浜坂駅まではバスでの無料送迎を行っています。車移動の場合の所要時間は、阪神地域から3時間程度です。

新温泉町では6地域で温泉が湧出していますが、このうち、「湯村温泉」、「浜坂温泉」、「七釜温泉」の3つの地域が観光地として有名です。本施設は、町の北端に位置し、日本海に面する「浜坂温泉」地域に位置しており、同地域では、本施設を含めて8つの宿泊施設が営業しています<sup>4</sup>。

## ③ 運営形態

本施設は、平成17年度まで兵庫県が運営(社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に業務委託)してきました。その後、県の行財政構造改革において、県が設置する宿泊施設、文化・スポーツ・レクリエーション施設等について、民間・市町との役割分担や、必要性・効率性の観点から見直しを行った結果、平成18年度以降は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団(以下「県社会福祉事業団」という。)に土地と建物を貸与し、県社会福祉事業団が、自主事業として本施設の運営を行う体制となりました。

土地・建物の貸与は、貸付開始時点と同じ用途(障害者更生センター)に供することを条件として無償で行われています。また、貸与の期間は10年間で、平成28年度に契約を更新し、現在の貸与期間は令和7年度末までとなっています。

県社会福祉事業団による本施設の運営が始まった当初の3年間(H18～H20)を除き、施設運営に対して県から補助等の支援は行われていませんが、施設や設備を更新・改良する必要がある場合には、県から県社会福祉事業団に工事費相当額が委託料として

<sup>3</sup> 「ゆこゆこ」及び宿泊施設公式HPの掲載情報(R6.11.5)による。

<sup>4</sup> 浜坂観光協会HP掲載施設数(R6.11.5)による。

支払われています。

### 【兵庫県社会福祉事業団の概要】

項目	内容
性格	地方自治体が設置した社会福祉施設の受託経営を事業目的とする社会福祉法人
職員数	2,874人（常勤1,948人、非常勤926人）（R7.4.1時点）
事業内容	障害児者・高齢者施設、病院の運営（県内各地で78施設） <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理施設（県及び市町）：13施設（病院、高齢者施設、障害者施設等）</li> <li>・自主運営施設：65施設（高齢7、障害14、保養荘1、グループホーム等43）</li> </ul>
決算状況 (R5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損益（事業活動計算書）：収益19,803百万、費用19,494百万円</li> <li>・資産（貸借対照表）            資産23,765百万（流動：7,142、固定（建物・積立金等）：16,622）            負債 5,394百万（流動：2,281、固定（施設整備借入金等）：3,113）</li> </ul>
備考	昭和39年設立

#### ④ 利用者・事業収支の推移

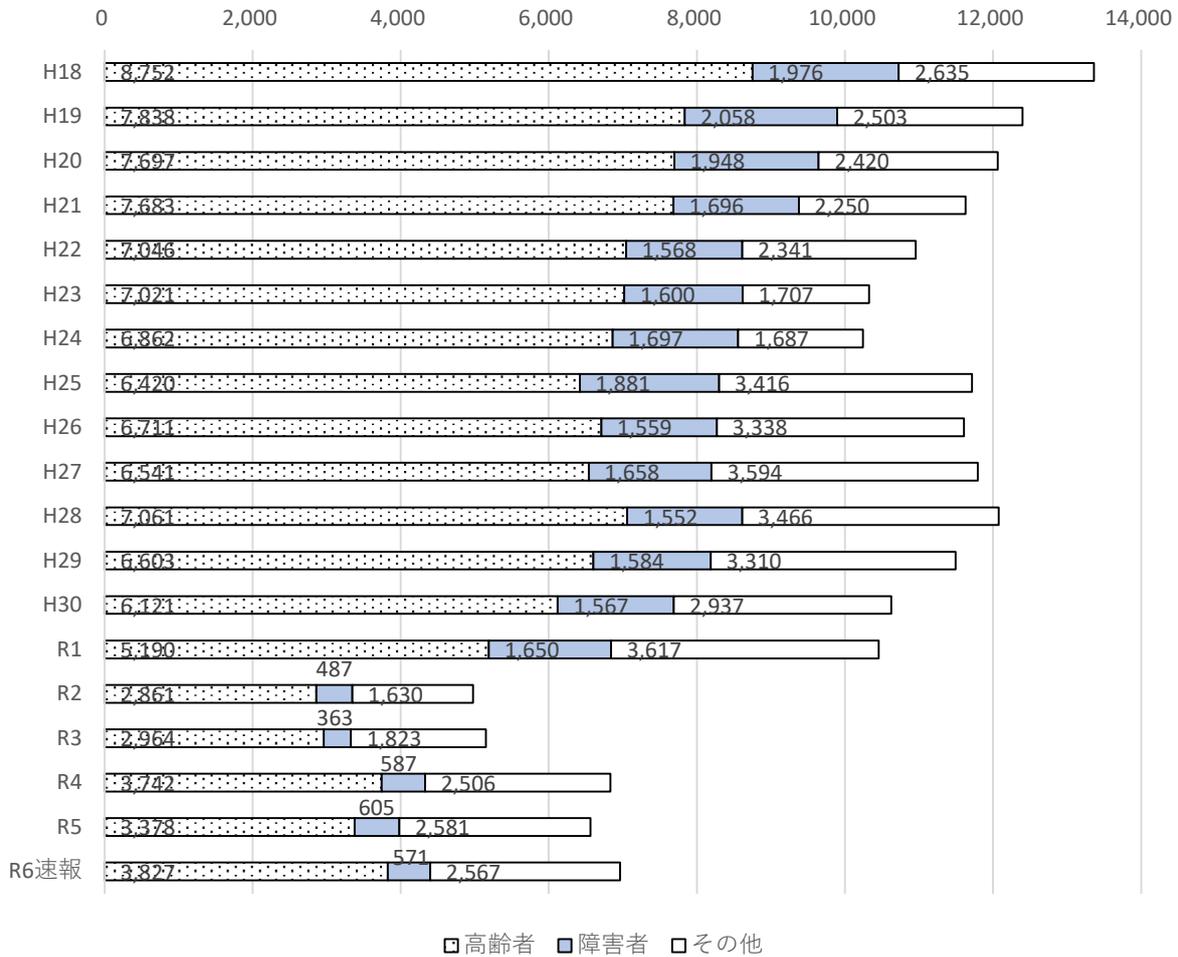
利用者についてみると、県社会福祉事業団が自主事業として本施設の運営を開始した平成18年から令和元年までは、年間の延べ宿泊者数は1万1千人～2千人程度で推移していました。このうち、障害者の宿泊利用が概ね15%程度、高齢者の宿泊利用が6割程度を占めていました。

しかし、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響を受けた令和2年度には宿泊者数がほぼ半減し、令和4年から若干の回復が見られたものの、令和6年度時点でも、延べ宿泊者数は新型コロナ流行前の7割弱の水準にとどまっています。また、障害者の宿泊利用も減少し、延べ宿泊者数全体の1割弱、令和元年度時点と比べると3割程度の水準の利用者数となっています。本施設では新規顧客の開拓にも取り組んでいますが、利用客の減少の背景には、これまで多くの利用があった団体客の減少や、常連の利用者の高齢化等の事情もあり、減少傾向を逆転するには至っていない状況です。【グラフ1・2】

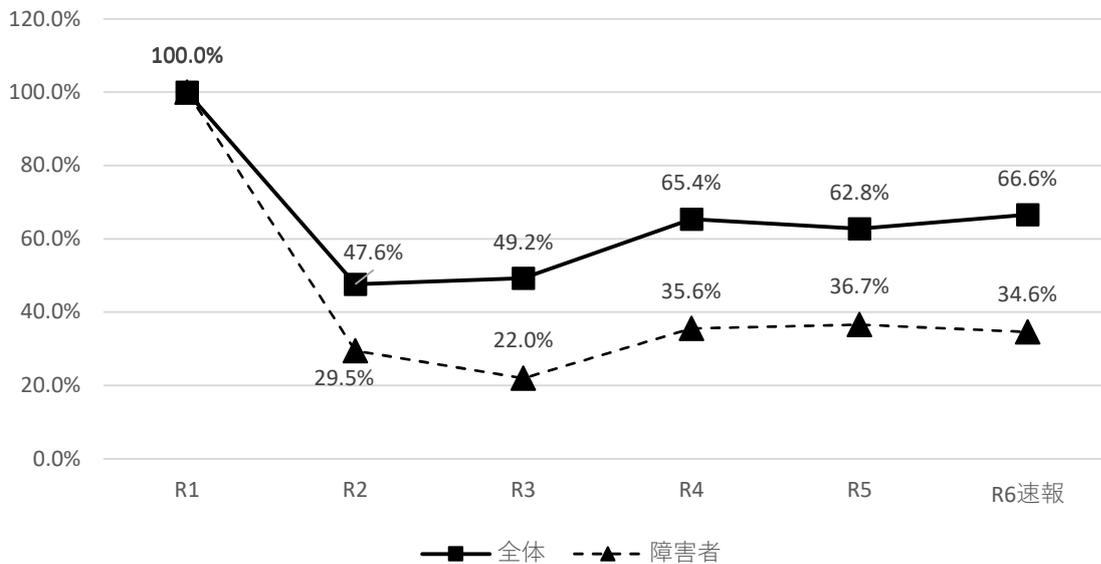
事業収支をみると、県社会福祉事業団による運営が開始された平成18年度以降、県から運営費の支援が行われた当初の3年間を除き、事業活動計算書の収支は、費用が超過する状態が継続しています。特に、令和2年度以降の利用者数の減少を受け、ここ数年は、年間3千万円程度の費用超過が継続しています。【グラフ3】

【グラフ1】本施設の宿泊利用者数（延人数）の推移

（単位：人）

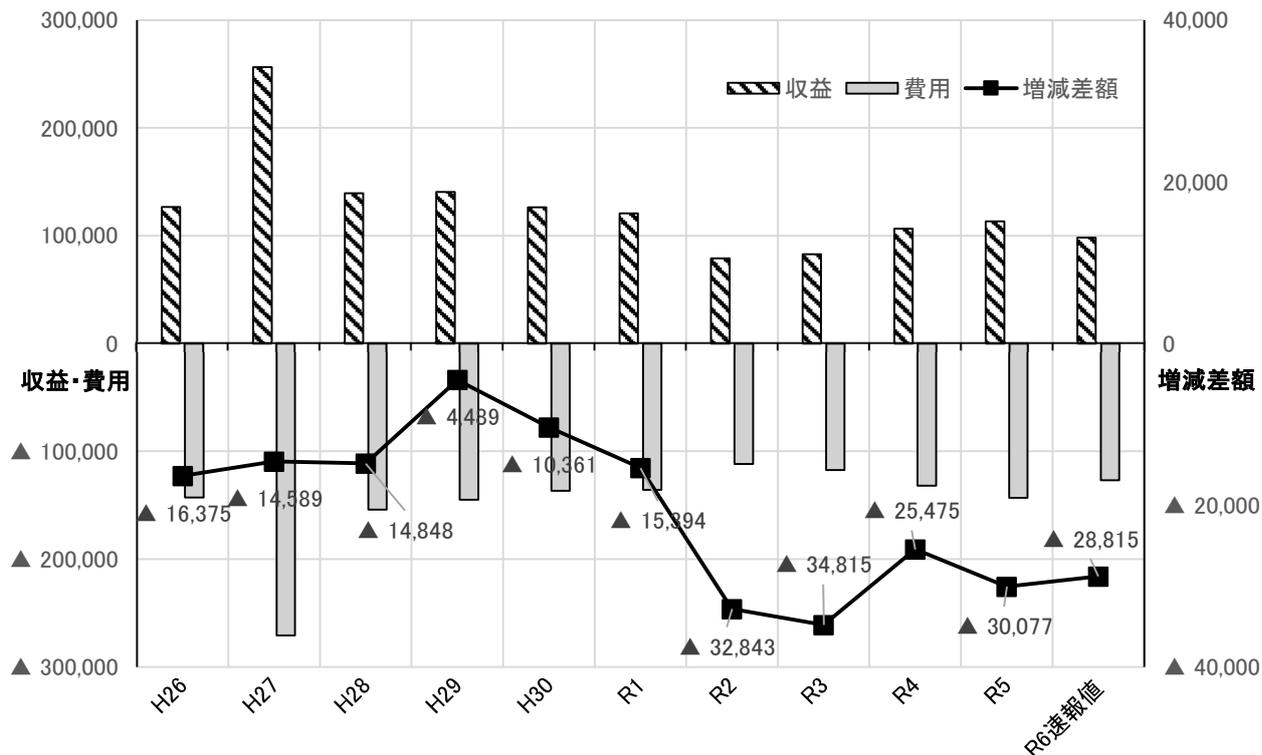


【グラフ2】本施設の宿泊利用者数（延人数）の推移（R1年度を100として比較）



【グラフ3】本施設の経営収支の状況

(単位:千円)



注) H27年度は露天温泉整備に伴い県から委託料を収入

## (2) 本施設を取り巻く環境の変化について

本施設は、温泉付保養施設として、障害者等に宿泊等のサービスを提供することを目的とする施設であり、障害者等の観光・宿泊ニーズに的確に対応していくことが求められます。このような視点で見た場合、本施設の担うべき役割や将来性を考える上では、観光事業を巡る環境の変化等が大きく影響することになります。

### ① 県内の観光・宿泊事業の状況

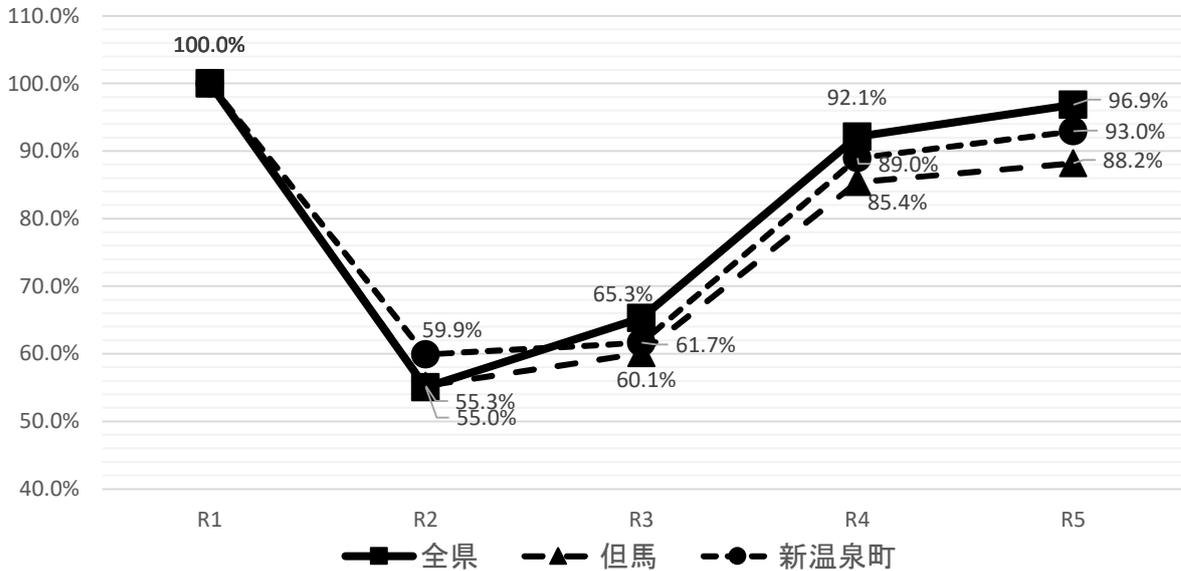
本県の観光・宿泊事業は、新型コロナの流行で令和2年以降大きな影響を受けましたが、現在は回復基調にあります。

宿泊者数について見ると、令和5年度には、全県では概ね新型コロナ流行前の状況に、新温泉町が位置する但馬地域及び新温泉町についても9割程度の水準に回復しています。また、新温泉町内での観光客の入込数は、「湯村温泉」で9割、「浜坂・七釜温泉」で8割まで回復しています。【グラフ4・5】

こうした回復の背景には、団体旅行の減少等の環境変化に対応し、インターネットを利用した個人旅行者への対応の強化や、客室を減らす一方でサービスを高度化し、客単価の上昇に努めるといった宿泊事業者の努力があるとの指摘もあります<sup>5</sup>。

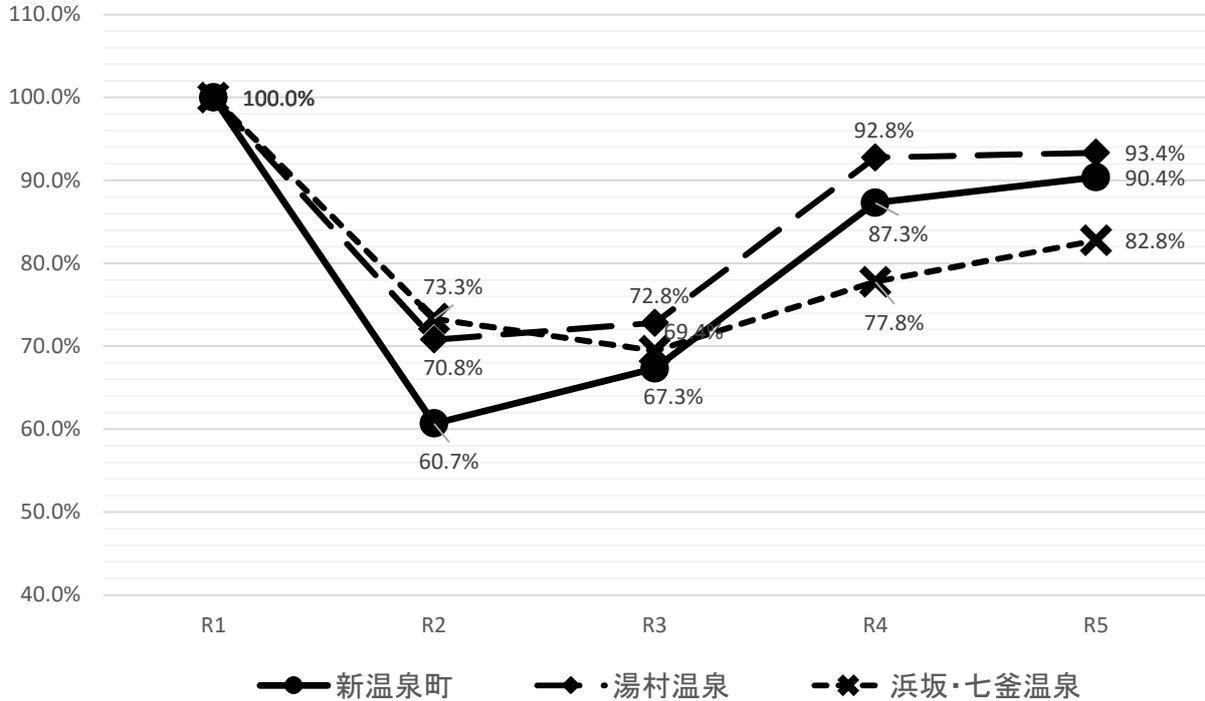
<sup>5</sup> 観光庁「ユニバーサルツーリズムに関する調査業務報告書」(令和5年3月)の障害者へのア

【グラフ4】 宿泊者数の推移（R1年度を100として比較）



※ 兵庫県観光客動態調査報告書（R5年度分は速報値による）及び但馬地域観光客動態調査結果から作成

【グラフ5】 観光客入込数の推移（R1年度を100として比較）



※ 兵庫県観光客動態調査報告書（R5年度分は速報値による）及び但馬地域観光客動態調査結果から作成

アンケートでも、旅行の手配方法について、「交通機関や宿泊等を個人で手配した」という回答が圧倒的多数（70%）となっており、旅行の際、宿泊施設等の観光施設がどのような面でバリアフリー化されていることを望むかという質問に「障がい者でも操作可能な予約システム」を挙げる意見もあります（13.0%）。

## ② ユニバーサルツーリズムの取組み

兵庫県では、高齢者や障害者等が、希望する目的地・交通手段・施設・体験活動を自由に選択し、家族や友人と一緒に安全で快適な旅行を楽しむことができる環境の実現を目標として、令和5年3月に「高齢者、障害者が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例」（通称「ユニバーサルツーリズム推進条例」）を制定し、市町や観光事業者等と連携して、受け入れ体制の充実や機運醸成に取り組んでいます。

具体的には、観光産業のスタッフ等が障害者等を受け入れる際の接遇等を学ぶ研修の実施や、障害者等からの相談に対応するユニバーサルツーリズムコンシェルジュの育成のほか、ユニバーサルツーリズムの推進に積極的に取り組む宿泊施設を登録・情報発信する「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度を運用するなどしており、令和7年4月末時点で全県で74施設、新温泉町でも3施設が、県が定める要件を満たす施設として「ひょうごユニバーサルなお宿」に登録されています<sup>6</sup>。【参考1】

また、新温泉町は、地域を挙げてユニバーサルツーリズムに積極的に取り組む観光地を「ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア」に指定し、地域ぐるみの取組をモデル的に支援する県事業（ひょうごユニバーサルなお宿観光地づくりモデル事業）に応募し、令和6年度から2年間の予定で湯村温泉地区を対象地域として施設・設備のバリアフリー化等に取り組んでいます。【参考2】

### 【参考1】「ひょうごユニバーサルなお宿」登録状況

	宣言施設	登録施設	
		うち但馬地域 (新温泉町域)	
登録開始時(R5.12)	68	34	8 (2)
直近(R7.4末)	135	74	17 (3)
備考	次の要件を満たす施設が宣言 (宣言期間は5年) ① チェックリストで自施設の取組状況をチェックし、結果を発信 ② 高齢者等に配慮した従業員向け接遇研修の実施またはユニバーサルツーリズムおもてなし研修の受講	宣言施設のうち県の定める基準を満たすものを登録。 登録の基準は、チェックリストのA7項目の合計が35項目以上(全73項目) ※チェック項目は、①情報発信、②受入体制、③ホスピタリティ(備品、コミュニケーション、入浴等)について設定	

<sup>6</sup> いずれも湯村温泉地域。本施設は、あり方を検討中であることを考慮し、応募を保留している。

**【参考2】ひょうごユニバーサルな観光地づくりモデル事業概要  
(事業概要)**

<b>補助対象</b>	地域が一体となってユニバーサルツーリズムの推進に取り組む	
<b>主な支援メニュー</b>	<b>観光</b>	地域が所有する観光資源(足湯等)のバリアフリー化補助
	<b>滞在</b>	観光客向け公的施設(公衆トイレ等)のバリアフリー化補助
	<b>移動</b>	地域所有の巡回バス・UD タクシーの導入(リース等)補助
	<b>受入体制</b>	ユニバーサルマップ作製補助・ホームページ作製補助
<b>負担割合</b>	県 1/2・協議会 1/2 ※市町随伴無し	
<b>補助上限</b>	1 地区あたり最大 16,000 千円/年(最大2年間)	

**(令和6年度に決定した地区)**

<b>地区</b>	<b>取組概要</b>
<b>新温泉町(湯村温泉地区)</b>	すべての人に優しいユニバーサルな足湯・湯がき等の整備 〔ユニバーサル湯がき湯壺の設置、足湯等の施設での手すり・ スロープの設置、リフレッシュ館のトイレの洋式化等〕
<b>豊岡市(城崎温泉地区)</b>	「外湯めぐり」と「そぞろ歩き」にユニバーサル化
<b>丹波篠山市(市内全域)</b>	観光案内所当のユニバーサル化とおもてなしの心の醸成

**(3) 本施設の課題**

本施設は、障害者等に宿泊等のサービスを提供する温泉付保養施設として、昭和 58 年以降、40 年以上にわたり運営されてきましたが、特に近年は、新型コロナ流行の影響により、利用者総数も障害者による利用も大きく落ち込み、その後の客足の回復は、地域の回復状況と比べて遅れています。

近年の利用者数の落ち込みについては、団体客の利用が減少していること、高齢化等で固定客が減少する一方で新規の利用者開拓が進んでいないことも要因と考えられます。団体利用の減少や高齢化は近年の宿泊事業に共通の課題となっているため、現状のままの経営を続けることで、新型コロナ以前の水準にまで経営が回復することを期待できるかは不透明な状況です。また、新型コロナ後の障害者の宿泊利用の回復が、地域や一般利用客の動向と比較して進んでいないという状況からは、交通機関や公共施設のバリアフリー化等が進む中、障害者の宿泊休養の選択肢やニーズが分散し、本施設に対するニーズが変わってきている可能性もうかがわれます。

本施設の経営については、新型コロナの影響を受ける以前から、費用が収益を上回る状況が長年継続しており、新型コロナの影響により、経営状況はさらに悪化しています。これまでは、県社会福祉事業団が、他の事業で得た収益を繰り出すことで経営を維持してきましたが、経営状況が急激に悪化する中、これまでの対応を続けていくことは、法人運営の観点からも難しい状況となっています。

なお、県社会福祉事業団では、過去にコンサルティング会社に経営分析を依頼して、客室稼働率を重視するとともに、客単価を引き上げる等の経営改善方策について助言を得ましたが、障害者更生センターとして低廉な価格でのサービス提供が求められていることを踏まえ、経営方針の転換に至らなかった経緯もあります。また、経営の見通しが不透明な中、施設・設備等への積極的な投資を行うことも難しい状況となっています。

今後の経営の回復が見通せず、収支が悪化する中、運営者である県社会福祉事業団の経営への負担も大きくなっており、本施設の経営の持続可能性には大きな課題があります。現状のまま経営を継続していくことは困難と考えられることから、令和7年度末に土地・建物の無償貸与期間が満了することも踏まえ、早急に対応を検討することが必要となっています。

### 3 今後のあり方に関する検討

#### (1) 考えられる方向性

本施設は、障害者福祉施設としての性格と、保養休養のための宿泊施設としての性格をあわせ持っており、実際には一般旅客の利用が多数を占めています<sup>7</sup>。これを踏まえると、施設の今後のあり方については、次のような選択肢が考えられます。

- ① 現状の用途（障害者更生センター）を維持した上で、ふさわしい主体が運営
- ② 他の用途（福祉施設等）に転用した上で、ふさわしい主体が運営
- ③ 他の用途（一般の宿泊施設）に転用した上で、ふさわしい主体が運営

このうち①については、本施設の現状を踏まえると、収支を均衡させるために年間1～3千万円の支出が必要になると見込まれることに加え、築41年が経過して施設・設備の老朽化も進んでいることから、今後、改修等の費用が嵩むことも予想されます。県社会福祉事業団において現状のまま経営を継続することは困難と考えられるところ、兵庫県や新温泉町が本施設の経営を引き継いだり、経営に対する支援を行うことも選択肢として考えることはできますが、県では、過去に一定の検討を行った上で、本施設を県立施設として運営することは不相当と判断していること、町についても、本施設が広域の用に供することを想定した施設であり、予想される財政負担が大きいことを考慮すると、本施設の経営を県や町が引き継ぐことは現実には困難と見込まれます。経営支援についても、本施設の障害者の利用状況の推移等を踏まえると、現状の用途を維持することが、障害者の保養休養等の機会の確保という点で適切な対応であるかについて、財源の有効活用の観点も含めた慎重な判断が必要になると考えます<sup>8</sup>。また、第2種社会福祉事業へは民間事業者の参入も可能ですが、本施設の現在の経営状況を前提に、経営上の選択肢が制約された状況では、参入を期待することは難しいと見込まれます。

②については、まったく別種・別目的の施設への完全な用途転用の他、現在、本施設が日帰り温浴を提供していることや、高齢者の利用が盛んであることを踏まえ、地

---

<sup>7</sup> 検討会では、延べ宿泊人数に占める障害者の割合が1割前後であることについて、一般の宿泊施設と比較すると高い割合にあると考えられるので、この数値が直ちに本施設の意義を失わせめるものではないとの意見がありました。

<sup>8</sup> 観光庁「ユニバーサルツーリズムに関する調査業務報告書」（令和5年3月）の障害者へのアンケートでは、旅行の行程で何らかの不便や困難があった人（約35%）のうち、「目的地までの・からの移動時」を挙げた人が最も多く（15.2%）、「どのような条件を整えば旅行に行きたいか」という質問にも「移動時間の短さ」「観光地・飲食店・宿泊施設等までの移動のしやすさ」を挙げた人が多くなっています（それぞれ46.9%、41.4%）。また、「どのような支援があれば旅行に行きたいか」という質問では、「割引等の金銭的支援」が他の選択肢より圧倒的に高くなっているほか、観光施設（宿泊施設、飲食店等）がどのような面でバリアフリー化していることが望まれるかという質問へは、トイレや客室のバリアフリー化（それぞれ29.5%、23.7%）との回答もありますが、「障害のある方に対してのスタッフの思いやりや気遣い」を挙げる回答が最多となっています（35.9%）。

域住民の集いの場や高齢者福祉施設等として活用することも考えられます。しかし、温泉付保養施設である本施設の設備等には特殊性もあり、用途変更時には一定の改修が必要と見込まれるほか、仮に温泉機能を維持する場合には、その維持管理を担う必要も生じます。また、アクセスや施設規模の問題から、用途転用時に、例えば県や町が運営する場合でも、想定される運営費用や改修費用に見合ったニーズのある用途を見出せるかは未知数です。加えて、本施設が一般旅客も利用可能な宿泊施設として浜坂温泉地域の観光資源ともなっていることも考慮すると、これらの効果が期待しにくくなるような用途変更については、宿泊施設としての機能の維持が不可能となった場合の対応として検討することが適当であると考えます。

③については、本施設を一般の宿泊施設に転用する場合、県や町といった公的主体や社会福祉法人が経営を行うことの必要性を説明することは難しく<sup>9</sup>、民間事業者を運営主体とすることがふさわしいと考えられます。一般に、施設運営において民間事業者を活用する場合には、施設の民間譲渡のほか、官民連携（指定管理者）による運用も考えられますが、上記の設置目的の問題があるため、ここでは、民間譲渡の手法による民営化を選択肢になると考えます。この点、民間譲渡については、経営の失敗による撤退リスクや、譲渡後の運営についてコントロールすることが難しいといった課題もあります。また、本施設については、現在の経営状況等を考慮すると、そもそも譲受を希望する者を現実的に期待できるのかという点も課題となります。このため、この方針を今後の取組の方針に含めるか否か等を検討するため、民間事業者へのヒアリングを実施し、民間譲渡時の課題等について調査を行いました。

## （２）民間事業者等へのヒアリング結果

本施設の概要・経営状況を踏まえ、民間譲渡等の可能性について事業者から意見を聴取したところ、次の意見を得ました。

### ① ヒアリングの概要

- ・ 調査の目的  
事業承継案件としてみた場合の本件施設の強み・弱み、望ましいと考える要件、宿泊事業を承継する際に必要な視点等について意見を聞き取る
- ・ 調査対象  
温浴施設運営事業者 1 社、その他の民間事業者（事業承継経験あり） 1 社、金融機関 1 社、事業承継を支援する組織 1 社の計 4 者
- ・ 調査期間  
令和 7 年 2 月 1 2 日～ 2 6 日
- ・ 調査方法

---

<sup>9</sup> 「民間と競合する公的施設の改革について」（平成 12 年 5 月 26 日閣議決定）では、地方公共団体に対し、国の取組に準じて、宿泊施設・レクリエーション施設等の新築・増築の中止や既存施設の廃止等を行うよう要請されています。

対面又はオンラインにより個別にヒアリング

## ② ヒアリング結果

### 【宿泊事業者】（廃業施設の再生経験あり）

- ・温泉宿の経営について、経験の無い者が事前に設備のリスク等を評価するのはなかなか難しい。
- ・宿泊事業は、基本的に新規の顧客を集め続けることで経営を回していく事業であり、定期的な投資が必要。
- ・新規の事業者は、固定資産の取得費用を返済しつつ、運営費用を稼ぎ出さないといけないので、資産取得の費用をできるだけ引き下げられるよう、融資も有利な条件にしていく工夫が必要。
- ・オープン後の1～2年の経営が特に厳しい。ある程度リスクを分散できるよう、一定期間の経営支援があると助かる。固定資産の取得費用の引き下げだけでは手を挙げるのは難しいのではないか。
- ・客層のターゲットをどこに定めるかは経営判断。団体客・固定客が減っている中、本施設の規模や料金設定のまま施設を運営するのは、なかなか難しそうだというのが正直な感想。
- ・本施設の設備では、トレーニングルームがユニーク。また、温泉地の宿では最寄りの鉄道駅まで宿泊客を送迎することは多い。鉄道の駅が近くにあるのは本施設の強みではないか。
- ・障害者の積極的な受け入れを条件にすると、福祉施設の運営経験があるような事業者は別として、経験の乏しい一般の事業者には高いハードルとなる可能性がある。

### 【その他の民間事業者】（事業承継の経験あり）

- ・本施設のサウンディングを実施すれば、関心を示す事業者はあると思われる。
- ・温泉施設等の事業承継では、資金はあるが、あまり経営のリスクを理解していない事業者が、一時の関心で手を挙げ、すぐ撤退するというケースもあるので、本腰を入れて経営に取り組む事業者を発掘できるかが重要。譲渡を成功させようとするなら、実績のある事業者に声をかける等の努力が必要である。
- ・イニシャルコスト低減のため、無償譲渡なども検討が必要ではないか。

### 【金融機関】

- ・本施設のサウンディングを実施すれば、関心を示す事業者はあると思われる。
- ・事業者はリスクを取って参入するので、手腕を自由に発揮できる余地をつくる方が望ましい。障害者の積極的受け入れ等を条件にしたいのであれば、必須条件ではなく希望条件とする方がよいのではないか。自治体側は地域貢献等を必須条件とすることを希望していたが、事業者との調整の結果、希望条件に整理し直した

例もある。

- ・ 関心のある事業者を広く集める工夫が必要。サウンディング実施時には事業承継のサイト等を通じた発信なども考えられるのではないか。
- ・ イニシャルコストをどこまで下げられるかは重要。ただ、土地については、譲渡と貸付のどちらを希望するかは事業者のポリシーによる部分がある。

#### 【事業承継を支援する組織】

- ・ 資産価値と営業価値のどちらかが十分に大きければ事業承継も実現しやすいが、どちらもマイナスだと、手を挙げる者は少なくなる。
- ・ 本施設については、土地・建物を無償で借り受け、借入金の返済も無い状態で、毎年大きな事業収支の赤字が発生しているため、営業の採算性はマイナスで評価されるだろう。
- ・ 本施設についてサウンディングを実施した場合に、関心を示す事業者の見込みが無いとまでは言えない。例えば近畿圏で温泉宿の展開を検討中の事業者がいて、その戦略にマッチするということであれば、手を挙げてくるだろう。
- ・ ソフトランディングさせるのであれば、5年等年限を限って経営補助を行う等の措置が求められるのではないか。

#### 4 今後の対応に関する意見

本検討会では、施設の概況や施設を取り巻く環境、民間事業者ヒアリング結果等を踏まえ、浜坂温泉保養荘の今後のあり方に関し、関係者が今後とるべき取組みの方針について、次のとおり意見を取りまとめました。

兵庫県においては、この検討会の意見を踏まえ、今後、県社会福祉事業団や新温泉町等の関係者とも連携し、意見の方向に沿った取組について具体的な検討を進めることを期待します。

##### ① 取組の方向性について

経営状況等を踏まえると、県社会福祉事業団が運営する社会福祉施設という位置付けのまま、本施設の運営を続けることは非常に困難な状況となっています。また、公立化や経営支援により本施設の現状の用途を維持することも現実的には困難と考えられます。

この点、本施設は、障害者・高齢者の宿泊利用のニーズにも応えつつ、新温泉町における観光資源の一つともなっており、比較的小規模の宿泊施設が多い浜坂温泉地域において、本施設のような宿泊施設を存続することができれば、賑わいや雇用の維持・創出という点で地域への貢献も期待できます。

温泉付宿泊施設という施設・設備の特殊性から、容易に転用できる適当な用途があるか未知数であること、民間事業者ヒアリングの結果からは、本施設の譲渡を想定したサウンディングを実施した場合、関心を示す民間事業者もあると見込まれることも踏まえると、まずは、宿泊施設としての機能を維持すること基本に、民間事業者の創意工夫によるサービス向上や効率的・効果的な施設運営を目指し、施設譲渡等の手法による民営化の可能性を検討すること適当であると考えます。

##### ② 本施設の民営化の進め方等について

本施設は、長年にわたり障害者の宿泊等のニーズに応えてきました。このため、民営化する場合でも、これまでと同様に、障害者の宿泊ニーズに積極的に対応することが望ましいと考えます。

他方、福祉施設・事業としての役割を強く求めると、宿泊・観光施設としての経営上の選択肢が制約されることとなり、経営に関心を示す民間事業者を見出すことが困難になることも予想されます。

この点、検討会では、障害者福祉への貢献という点については、災害時の避難所としての活用など、様々な形での貢献が考えられるとの意見もありました。このため、民営化を進める際は、「障害者更生センター」としての位置付けには拘らず、障害者福祉への貢献可能性について、サウンディング等の手法を活用して幅広く民間事業者等の意見を把握し、可能な範囲の取組を求めていくことが適当と考えます。

また、民営化を進める際には、事業者がしっかりと地域で経営に取り組んでいけるよう、県や町には、低廉な価格での資産譲渡や一定期間の経営支援等の支援・負担軽

減策を検討することや、適格な事業者の掘り起しのための情報収集・働きかけに努めることが望まれます。

なお、①にかかわらず、サウンディングの過程等において、民間事業者から、宿泊施設以外の用途での活用について提案があった場合には、当該提案を当初から排除することなく、他の選択肢との比較考量を行い、適当と考える場合には採用する等の柔軟な対応をとることが望ましいと考えます<sup>10</sup>。

### ③ 障害者等の旅行・宿泊ニーズへの対応について

「障害者更生センター」という位置づけを持つ本施設は、建設時には先進的な施設であり、現在も障害者やその家族が宿泊しやすい施設として一定の評価を受けていると考えられます。また、多くの高齢者が利用する施設ともなっています。

他方、新型コロナ後の本施設利用者の回復が、地域の全般的な状況と比べてやや遅れているという状況からは、障害者等の旅行先・宿泊先等について選択肢やニーズが多様化する中、特定の拠点施設で障害者の宿泊等のニーズを一手に引き受けるというあり方が時代にそぐわなくなっている可能性もうかがわれます。

この点、兵庫県では、ユニバーサルツーリズムという理念を掲げ、高齢者や障害者等が自由に旅行等を楽しめる環境整備を推進しているところです。また、新温泉町においても、「ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア形成促進事業」に参加し、湯村温泉地域を対象に、高齢者・障害者等の回遊性を高める地域ぐるみの取組みを進めています。

民営化により障害者更生センターとしての位置付けが失われる場合でも、本施設の運営についてはユニバーサルツーリズムの考え方を堅持することとし、県や町において現在推進しているユニバーサルツーリズムの取組との連携が図られることが望ましいと考えます。このため、兵庫県及び新温泉町においては、民営化を進める際には、事業者積極的に働きかけ等を行い、本施設が障害者や高齢者の宿泊ニーズの受け入れ先の一つとして役割を果たせるような工夫を促すとともに、その実現に向けた環境整備等を検討していくことが望まれます。

### ④ 民営化が困難な場合の対応等について

本施設は、現状維持による運営継続が困難な状態にあると考えられることから、兵庫県においては、上記①～③の取組を行ってなお適格な民間事業者を確保できない場合、本施設の用途転用や廃止といった抜本的な対応を講じることが必要です。

このことを踏まえ、兵庫県は、新温泉町をはじめとする関係者とも連携し、土地・建物の無償貸与期間の終期も踏まえて早急に取組を進めることが望まれます。

---

<sup>10</sup> 検討会では、宿泊施設としての維持が難しい場合に望まれる用途として、ケアハウスや軽費老人ホーム等を挙げる意見がありました。

## 參考資料

## 1 検討会設置要綱

### 浜坂温泉保養荘のあり方検討会設置要綱

#### (設置)

第1条 「公社等運営評価委員会報告」(令和6年3月)での提言を踏まえ、浜坂温泉保養荘の今後のあり方について検討を行うため、「浜坂温泉保養荘のあり方検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 浜坂温泉保養荘の経営の現状と課題に関すること
- (2) 浜坂温泉保養荘の今後のあり方に関すること

#### (組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員で組織する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は委員の互選によって定める。
- 3 座長は、検討会の進行を行う。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

#### (検討会)

第4条 検討会は、座長が招集する。

- 2 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 検討会には、部会を置くことができる。

#### (謝金等の支払)

第5条 検討会及び第4条第3項の部会(以下「検討会等」という。)の会議に委員又は第4条第2項の委員以外の者が出席した場合には、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 委員又は第4条第2項の委員以外の者が、検討会等の会議に出席し、又は検討会等の職務を行うために旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により算出した額に相当する額の旅費を支給する。

#### (守秘義務)

第6条 委員は、検討会等において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後もまた同様とする。

(事務局)

第7条 検討会等の庶務は、兵庫県福祉部地域福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会等の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

別表（第3条関係）

浜坂温泉保養荘のあり方検討会委員名簿

(略)

## 2 検討会委員名簿

氏名	役職等	備考
谷口 泰司	関西福祉大学教授	座長
東鬼 正明	兵庫県身体障害者福祉協会事務局長	
福田 庸二	兵庫県老人福祉事業協会事務局長	～第4回
向田 憲司	兵庫県老人福祉事業協会事務局長	第5回～
松本 晃	新温泉町福祉課長	
福井 崇弘	新温泉町商工観光課長	～第4回
谷口 薫	新温泉町商工観光課長	第5回～
庄 宏哉	兵庫県社会福祉事業団事務局長	
野田 誠一	兵庫県福祉部次長	
長友 幸一	兵庫県産業労働部観光局長	～第4回
山北 貴子	兵庫県産業労働部観光局長	第5回～

(敬称略)

### 3 全国の障害者更生センターについて（R7.4.1時点）

施設名 (所在地)	設置者	開設	定員	備考 (管理形態等)
伊豆潮風館 (静岡県伊東市)	埼玉県	S63	客室 17 室 定員 80 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者 ((株)馬渕商事)</li> <li>R8 からの指定管理期間での廃止を検討予定</li> </ul>
道後友輪荘 (愛媛県松山市)	愛媛県	S58	客室 11 室 定員 45 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理 (愛媛県社会福祉事業団)</li> </ul>
横浜あゆみ荘 (神奈川県横浜市)	横浜市	S59	客室 13 室 定員 59 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理 (横浜市社会福祉協議会)</li> </ul>
浜坂温泉保養荘 (兵庫県新温泉町)	県社会福 祉事業団	S58	客室 23 室 定員 80 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県社会福祉事業団運営</li> </ul>

※ 関係県 HP 掲載情報等から作成

4 ひょうごユニバーサルな観光地づくりモデル事業での取組計画  
(新温泉町湯村温泉地区)

新温泉町 (湯村温泉地区)



## 浜坂温泉保養荘のあり方検討会設置要綱

## (設置)

第1条 「公社等運営評価委員会報告」(令和6年3月)での提言を踏まえ、浜坂温泉保養荘の今後のあり方について検討を行うため、「浜坂温泉保養荘のあり方検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 浜坂温泉保養荘の経営の現状と課題に関すること
- (2) 浜坂温泉保養荘の今後のあり方に関すること

## (組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員で組織する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は委員の互選によって定める。
- 3 座長は、検討会の進行を行う。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

## (検討会)

第4条 検討会は、座長が招集する。

- 2 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 検討会には、部会を置くことができる。

## (謝金等の支払)

第5条 検討会及び第4条第3項の部会(以下「検討会等」という。)の会議に委員又は第4条第2項の委員以外の者が出席した場合には、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 委員又は第4条第2項の委員以外の者が、検討会等の会議に出席し、又は検討会等の職務を行うために旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により算出した額に相当する額の旅費を支給する。

## (守秘義務)

第6条 委員は、検討会等において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後もまた同様とする。

## (事務局)

第7条 検討会等の庶務は、兵庫県福祉部地域福祉課において処理する。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会等の運営に必要な事項は座長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## 浜坂温泉保養荘のあり方検討会委員名簿

区分	氏名	役職等	備考
委員	谷口 泰司	関西福祉大学教授	座長
	東鬼 正明	兵庫県身体障害者福祉協会事務局長	
	向田 憲司	兵庫県老人福祉事業協会事務局長	
	松本 晃	新温泉町福祉課長	
	谷口 薫	新温泉町商工観光課長	
	庄 宏哉	兵庫県社会福祉事業団事務局長	
	野田 誠一	兵庫県福祉部次長	
	山北 貴子	兵庫県産業労働部観光局長	

(敬称略)